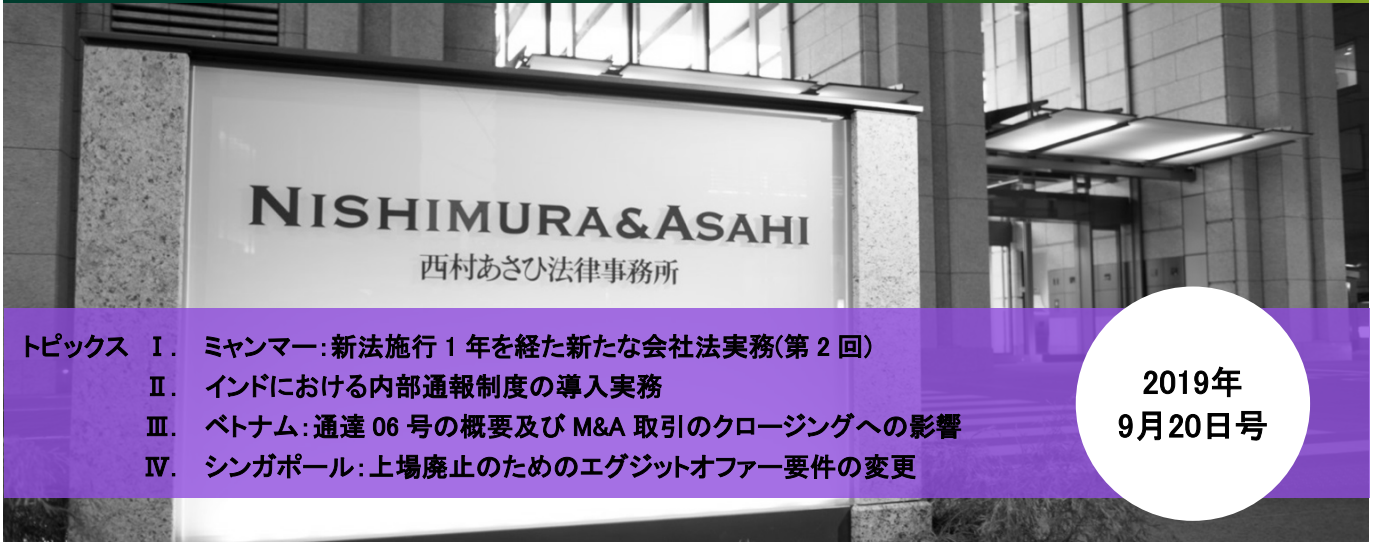


アジアニューズレター



- トピックス I. ミャンマー:新法施行 1 年を経た新たな会社法実務(第 2 回)
- II. インドにおける内部通報制度の導入実務
- III. ベトナム:通達 06 号の概要及び M&A 取引のクロージングへの影響
- IV. シンガポール:上場廃止のためのエグジットオファー要件の変更

2019年
9月20日号

I. ミャンマー:新法施行 1 年を経た新たな会社法実務(第 2 回)

執筆者:伴 真範、鈴木 健文、安部 立飛

ミャンマーでは、新しい会社法(Myanmar Companies Law, 2017)(以下「新会社法」といいます。)が施行されました。現時点(2019 年 9 月。以下同様です。)までに、会社法上の手続・運用に関して改善、明確化等された点が種々ありますので、新会社法下における実務運用の一部についてご紹介したいと思います(新会社法施行により廃止された古い会社法(Myanmar Companies Act, 1914)を、以下「旧会社法」といいます。)

第 2 回目の今回は、会社において備え置かなければならない書類(備置書類)及び支店の閉鎖手続に関してご紹介いたします。

第 1 備置書類

ミャンマーにおいては、新旧会社法いずれにおいても、会社は、一定の書類を備え置かなければならないとされているところ(このような書類を以下「備置書類」といいます。)、新会社法では、備置書類の内容及び種類について旧会社法のものから一定の変更が加えられました。この点、新会社法の施行後に当事務所にて実施した法務デューデリジエンスの結果に鑑みますと、未だ新会社法に基づいた適切な備置書類が作成・備置が十分に対応されていない会社が見受けられましたので、留意が必要です。

1. 備置書類の種類

新会社法上の主な備置書類は、次のとおりです。

- 設立登記申請書¹
- (会社の設立に当たり)各取締役候補者等において取締役等への就任について同意する旨の書面

¹ 会社登記に係るオンラインシステムである「MyCO(Myanmar Companies Online)」による会社設立申請は、オンライン上の情報入力フォームに情報を入力するため、実際に設立申請書面を作成することはありません。したがって、MyCOにより会社設立申請を行った場合は、何らかの代替書面を保存する必要があると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- (会社の設立に当たり)株主になろうとする者において株主となること及び割り当てられた株式を引き受けることについて同意する旨の書面
- 株主名簿(年次報告に関する情報を含む²。)
- 取締役等の名簿³
- 株主総会議事録・取締役会議事録
- 財務記録
- 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書))

2. 備置義務違反

備置義務違反については、所定の罰金の対象となります。例えば、株主名簿を備置していない場合、会社及び不履行を知っていた取締役等は 50 万チャットの罰金に処せられるとされており、また、取締役等の名簿を備置していない場合、1000 万チャットの罰金に処せられるとされています。

3. 備置書類に関する新会社法と旧会社法の差異

以下は、新旧会社法下にて取扱いに変更があった主たる備置書類です。

備置書類	備置書類に関する取扱い
(1) 設立登記申請書及び全ての添付書類	・ 新会社法では、会社は、設立登記申請書等を保管する必要があります ⁴ 。旧会社法には明示的な保管義務は定められていませんでした。
(2) 株主名簿	・ 新会社法では、会社は、株主名簿について、登録事務所又は主たる営業所において保管する必要があります。公開会社は誰でも閲覧可能ですが、非公開会社では株主のみが閲覧可能です。旧会社法下では公開・非公開を問わず誰でも閲覧可能とされていました。
(3) 取締役等の名簿	・ 新会社法では、会社は、取締役等の名簿について、登録事務所又は登録簿が保管されるその他の場所において保管する必要があります。取締役の選解任や当該名簿の記載事項の変更(例えば取締役の住所変更)は、変更から 28 日以内に DICA ⁵ へ届け出る必要があります。旧会社法下では、取締役名簿の内容の変更に係る通知期間が 14 日でした。
(4) 株主総会議事録・取締役会議事録(各書面決議を含む)	・ 新会社法では、会社は、株主総会及び取締役会の議事録を会議の日から 21 日以内に作成し、株主総会議事録を含む登録簿(book)を登録事務所又は登録簿が保管されるその他の場所において保管する必要があります ⁶ 。旧会社法下では作成期限が明示的に定められていませんでした。
(5) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書(又は収益計算書))及び監査報告書の写し	・ 新会社法では、会社は、財務諸表の前提となる財務上の記録(financial records)を作成し、登録事務所又は取締役が適切と考える他の場所に保管し、取締役の閲覧に供する必要があります。旧会社法下でも同様に、会計帳簿(books of account)を登録事務所又は取締役が適切と考える他の場所に保管し、取締役の閲覧に供する必要があった

² 年次報告は全ての会社に提出義務があるところ、年次報告の記載内容は株主名簿の一部として保管することが義務付けられています。

³ 取締役等の名簿には、他社取締役の兼任状況、報酬等の支払状況、及び利益相反取引開示の状況も記載する必要があるとされています。

⁴ 新会社法では、「会社の記録として保管する」とだけ定められ、保管場所は明示されていません。

⁵ DICA とは、Directorate of Investment and Company Administration の略称であり、会社登記等の所轄官庁です。

⁶ 新会社法では、取締役会議事録については、作成義務は明示されているものの、備置義務は明示的には定められていません。また、株主総会議事録と異なり、株主における取締役会議事録の閲覧権についても新会社法では明示的に定められていません。

備置書類	備置書類に関する取扱い
	<p>ものの、新会社法では、旧会社法下において会計帳簿の記載事項とされていた事項に加え、会社法又はその他の適用される法律の下において規定されるその他の財務上の事項が財務上の記録に含まれることが明示されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、新会社法では、小会社⁷を除く会社は、監査済み財務諸表及び監査報告書の写しを作成し、当該財務諸表等が報告される定時株主総会の遅くとも 21 日前から備置し、株主の閲覧に供する必要があります。当該財務諸表等は招集通知とともに株主の登録住所宛に送付される必要もあります。旧会社法では、公開会社・非公開会社のいずれの会社においても監査済み財務諸表及び監査報告書の作成義務は存したものの、非公開会社については、定時株主総会前における財務諸表等の送付義務、備置義務、及び、株主の閲覧に供する義務については適用されませんでした。

第 2 支店の閉鎖

ミャンマーでは、会社法上、駐在員事務所という固有の法形態が存在していないため、外国企業が駐在員事務所の機能を持つ拠点をミャンマーに設置する場合には、会社法上の支店との形態をとりつつも、実質的な事業活動を行わず、駐在員事務所として機能させるという実務がありました。このような拠点では、コストの観点等から現地に日本人スタッフを常駐させることが困難な場合も多いものと思われます。

しかしながら、新会社法施行により、支店の代表者⁸がミャンマーの永住者であるか、1 年で 183 日以上ミャンマーに居住する者であること(以下「居住要件」といいます。)が必要とされています(なお、居住要件を満たす代表者の選任義務は、2019 年 7 月 31 日まで留保されており、当該代表者がミャンマーの永住者でない場合、2019 年 8 月 1 日からの 1 年間で居住要件を具備する必要があります)。そのため、前述のような支店において、現地代表者としてミャンマーの永住者又は居住要件を具備する外国人を確保できない場合には、当該支店を閉鎖するとの判断を行った日系企業も見受けられました⁹。

以下では、新会社法下において、外国企業の外国に所在する本店における事業活動は継続していることを前提とし、ミャンマー支店の事業活動のみを終了させる場合の手続を概説します。

1. 概要

会社法における支店の閉鎖手続は簡便であり、事業運営の終了後 21 日以内に Form E9 という所定の様式により DICA に対して届出を行うことのみで足り¹⁰。届出事項自体も限定的であり、会社名、登記番号、事業活動を終了した日、及び申請者名に限られ、その他特段の添付書類も定められていません。

なお、実務上、会計書類の作成、税務申告の負担等を考慮して、事業運営の終了をいつの時点とするのかについては検討が必要となります。支店の閉鎖手続に関連して税務上清算申告を行うことが必要となる場合、当該税務申告のための会計帳簿を締めるタイミングと、会社法上の事業運営の終了を一致させることが考えられます。この場合、当該申告に当たっては、支店の現預金等の資産状況が変動しない状況になっていることが必要とされているため¹¹、会社法上の事業運営の終了の時点も、事務所

⁷ 「小会社」とは、新会社法上、当該会社及びその子会社が 30 名以下の従業員を有すること、当該会社及びその子会社の前会計年度における年間収益が合計 5000 万チャット未満であること等の条件を満たす公開会社又は公開会社の子会社以外の会社をいいます。

⁸ 現地法人の場合には、取締役のうち少なくとも 1 名が、ミャンマー人であるか、1 年で 183 日以上ミャンマーに居住する必要があるとされています。

⁹ なお、会社に関しては、6 ヶ月間以上居住要件を具備する取締役を有しない場合において、当該会社の株主は、当該居住要件を具備する取締役が不在の期間における当該会社の事業活動に関して、当該事業活動を認識しているときは、当該期間において当該会社が負担した債務に係る支払義務を負担する旨が定められており、株主に、一定の無限責任を負担させるものとしています。これに対して、支店の場合、本店とは同一の事業体であるため、本店は、当然に支店の事業活動から生じる支払義務等を負担することとなるため、支店において居住要件を具備する現地代表者を具備できない場合の罰則は規定されていません。

¹⁰ なお、旧会社法下では、支店の閉鎖手続が会社法に規定されていなかったため、会社の清算手続に準じて、支店・本店での機関決定、清算人選任、公告等の手続を経ることが求められるなど、手続的な負担が大きいものでした。

¹¹ 税務上の申告に係る手続及び実務については、事案ごとに税務の専門家に相談することが必要となりますので、ご注意ください。

の賃料、公共料金、従業員給与等に係る支払や精算等の完了後とすべきこととなります¹²。

2. 手続の流れ

上記 1.の手続の流れをまとめると、概要以下のとおりとなります。

	手続の流れ	備考
①	・ 事務所リースその他契約の終了、従業員との雇用終了、公共料金その他支払等に係る精算、送金等の実施	・ 事務所の明渡しや従業員との雇用終了等に必要な事前通知期間等の考慮が必要
②	・ 会計帳簿の確定(事業活動の終了)	・ 事後的に会計帳簿の内容に変動が生じない状況とすることが必要
③	・ 事業終了に関する DICA への届出	・ 上記②から 21 日以内 ・ 届出から 60 日後に登記抹消
	・ 税務上の清算申告	・ 事業終了に関する DICA への届出実施後速やかに申告 ・ 申告から数ヶ月をもって完了

以上



ばん まさのり
伴 真範

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士 法人社員
m_ban@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。民政移管直後の2011年よりミャンマー進出に係る助言を開始。2012年よりヤンゴンに駐在し、現地の法律事務所に勤務。現在は、大阪事務所にて、ミャンマー企業の買収その他資本提携、不動産取引、労務問題その他一般企業法務等に広く携わる。



すずき たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_suzuki@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。また、2016年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託(2019年、当該調査のアップデート調査を受託)。現在は、クロスボーダーの M&A、コーポレート案件に携わる他、東京・ヤンゴンの双方でミャンマー法務全般に深く携わっている。



あべ はるひ
安部 立飛

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士
ha_abe@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。主として、一般企業法務、M&A/企業組織再編、ジョイント・ベンチャー、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、企業不祥事に係る危機管理案件、医薬品等に関連するライフサイエンス分野に携わる。

II. インドにおける内部通報制度の導入実務

執筆者: 鈴木 多恵子、山本 峻暢

日本では、消費者庁による 2016 年 12 月の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の公表を皮切りとして、2019 年 2 月からは内部通報制度の認証制度も開始するなど、企業における実効性ある内部通報制度の整備・運用が喫緊の課題とされています。特に、不正が生じやすい新興国の海外子会社における同制度の整備・

¹² 税務申告に係る事業年度をまたいでしまうと、期末を迎えた事業年度に係る税務申告が別途必要となり、事務手続の負担が増し、かつ税務上のクリアランスのタイミングが後ろ倒しとなるため、税務上の清算申告のタイミングをいつに設定するかは、慎重に検討することが望ましいものと思われます。

運用が重要となっています。

本稿では、新興国の中でも特に不正・腐敗リスクの高いインドにおける内部通報に関連する法制度と内部通報制度導入時の実務対応を取り上げます。

1. インドにおける内部通報制度

インドの会社法は、以下の会社について、取締役や従業員が不正を通報するための制度(vigil mechanism)の整備を義務付けています。

インドにおいて通報制度設置が義務付けられる会社

- 上場会社
- 公衆から預託¹³を受け入れている会社
- 銀行又は公的金融機関より5億ルピー以上の借入を行っている会社

当該通報制度においては、その効用を受ける従業員又は取締役に対する不利益取扱いの適切な防止を図ること、また、監査委員会の議長又は監査委員会非設置会社においては監査委員会に代わる役割を果たす取締役に対して直接通報する手段も整備する必要があります。

2. インド子会社において任意に内部通報制度を導入するメリット

日系企業のインド子会社で上記設置義務要件に該当するのは限定的ですが、グローバルな通報制度の一環として、上記義務の適用に関わらず、インドにも制度を導入する企業が増えています。

その背景には、第一に、インドにおいては社内不正が発生する可能性が高いことがあげられます。2017年にある民間企業により実施された不正実態調査においては、78%のインド企業で不正発見件数が増加し、不正が発覚した企業のうち68%が直接的な影響を受けたと回答しており、また、重大不正捜査局¹⁴の調査によると、2011年から2014年までの約3年半の期間において、企業不正により1,080億インドルピー(約2,052億円)超の被害が発生したとされています¹⁵。これらの不正の大半は内部通報により発覚しているものと考えられます。

第二に、インドは汚職リスクが高い地域であることがあげられます。2018年におけるトランスペアレンシーインターナショナルの公共部門の腐敗度を調査した指標(CORRUPTION PERCEPTION INDEX 2018)によれば、インドは180ヶ国中78位(日本は18位)と、以前として汚職が深刻な地域です。

この点、インドの汚職防止法は、2018年8月に改正され、会社の従業員が汚職行為を行った場合に会社も責任を負う旨が規定されていますが、当該会社が、従業員による汚職行為を防止するための適切な手続(adequate procedure)を整備していた場合には、当該責任の免責があり得ることも規定されました。かかる適切な手続についてのガイドラインは2019年9月時点でまだ発行されていませんが、米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)と同様に、実効性のある内部通報制度の設置が、インドの汚職防止法における適切な手続整備の一つとされる可能性があると考えられます。

3. インドにおける内部通報制度の運用

インドの労働者は一般に権利意識が高く、活発に発言・行動する傾向にあるので、他の新興国と比べ内部通報制度を設置した場合の通報件数は多くなることが予測されます。したがって、インド子会社においては、各社の活動実体に応じて周知・通報方法

¹³ 預託(deposit)の定義には、他社による預託、貸付その他の形式による金銭の受領が広く含まれますが、会社法規則に詳細な除外規定があり、例えば親子ローンなどを含む法人からの預託などは除外されており、本要件に該当する日系子会社は基本的には限定的であると考えられます(The Companies (Acceptance of Deposits) Rules, 2014 第2条第(1)項(c))。

¹⁴ Serious Fraud Investigation Office と呼ばれる、インド企業省が会社法上の重大会社不正事案捜査のために設置する機関

¹⁵ JETRO「インドにおける不正の実態と対応策」(2019年1月)

や対応を工夫して、効率的に多数の内部通報を処理するための運用方法の検討が重要となります。

また、従業員構成の特性に応じて、英語の他、ヒンディー語、その他地域言語への対応の要否についても検討する必要があります。

なお、インドの会社法においても、理由のない通報を繰り返した取締役又は従業員に対しては、懲戒を含めた適切な措置をとることができるかとされています。

以上



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
t2_suzuki@jurists.co.jp

日系企業のインドビジネスへの法務助言に専従。特に、不祥事対応、税務・労務、紛争(訴訟・仲裁)案件、競争法・刑事事案を含む当局対応案件等に豊富な現場対応経験を有する。2012-2013年インドの Nishith Desai Associates 法律事務所に出向(同ムンバイおよびバンガロールオフィス)。



やまもと たかのぶ
山本 峻暢

西村あさひ法律事務所 弁護士
tak_yamamoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。ストラクチャードファイナンスを中心として、アジアを含む国際取引、再生可能エネルギー、内部通報案件等に携わる。

Ⅲ. ベトナム: 通達 06 号の概要及び M&A 取引のクロージングへの影響

執筆者: 池田展子

2019年6月26日、ベトナム中央銀行により、ベトナムにおける外国直接投資に係る外国為替管理に関する通達 06 号(Circular 06/2019/TT-NHNN)が公布され、2019年9月6日から施行されています。

日本国内の M&A では、買主の銀行口座から売主の銀行口座(株式譲渡の場合)又は対象会社の銀行口座(新規出資の場合)へ直接送金がなされることが通常ですが、ベトナムでは、従前より、外国投資家がベトナム企業に出資する場合には、法令に基づき、対象会社たるベトナム企業が開設する直接投資資本口座(Direct Investment Capital Account、「DICA」)又は対象会社に出資を行う投資家側が開設する間接投資資本口座(Indirect Investment Capital Account、「IICA」)のいずれかを通じて出資金・譲渡代金の送金を行う必要がありました¹⁶。具体的には、対象会社が DICA を開設している場合、基本的には、対象会社への出資又は既存株の譲渡取引の支払いについては DICA を経由して行う必要がありました。本通達 06 号の発効によって、DICA の開設主体や DICA を通じて行うべき取引の範囲に変更があったため、M&A の観点から影響があると思われる点について、以下、その概要を説明します。

1. DICA の開設主体

旧通達 19 号(Circular 19/2014/TT-NHNN)では、Investment Certificate(現在の Investment Registration Certificate(投資登録証明書)。「IRC」)の発行を受けているベトナム企業は DICA を開設しなければならず、それ以外の場合には IICA を用いることが規定されていました。

その結果、日本企業が IRC の発行を受けているベトナム企業の株を既存株主(売主)から取得する場合、当該ベトナム企業は

¹⁶ その他、配当の受領や出資持分の売却等においても DICA 又は IICA を経由しての送金が必要となります。

DICA を開設しているため、売買代金の支払いは①日本企業の口座(→ベトナムにある日本企業の非居住者口座)→②当該ベトナム企業の DICA→③売主口座という流れで送金されていました。

他方、日本企業が IRC の発行を受けていないベトナム企業の株を既存株主(売主)から取得する場合、日本企業がベトナムで開設した IICA を通じて送金を行う必要があり、①日本企業の口座→②ベトナムにある日本企業の IICA→③売主口座という流れで売買代金が支払われていました。

これに対し、通達 06 号では、IRC を保有している企業に加え、IRC を保有しているかどうかにかかわらず、定款資本の 51%以上を外国投資家が保有している企業は DICA の開設が必要となりました。

具体的には、以下の企業について、DICA を開設する必要があります。

- (1). 外国直接投資を有する企業(FDI Enterprises)
 - (a). 社員又は株主に外国投資家がいる形で設立され、投資に関する法令に基づき IRC の発行が求められてる企業
 - (b). 上記(a)には該当しないものの、外国投資家はその定款資本の 51%以上を保有している企業。具体的には
 - 外国投資家による出資又は株もしくは出資持分の買取りの結果、定款資本の 51%以上を外国投資家が保有している企業
 - 会社分割又は合併の結果、定款資本の 51%以上を外国投資家が保有している企業
 - 特別法に基づいて新規に設立された企業
 - (c). 投資に関する法令に基づき、PPP プロジェクトを実施するために外国投資家によって設立されたプロジェクト会社
- (2). BCC に参加する外国投資家、又はプロジェクト会社を設立しない場合における PPP プロジェクトを直接実施する外国投資家

例えば、日本企業が、IRC の発行を受けていないベトナム企業であって、既にその過半を外国投資家が保有している企業の株を既存株主(売主)から取得する場合、通達 06 号に基づき当該ベトナム企業は DICA を開設する必要があるため、売買代金の支払いは①日本企業の口座(→ベトナムにある日本企業の非居住者口座)→②当該ベトナム企業の DICA→③売主口座という流れで行われることになります¹⁷。

では、日本企業が、IRC の発行を受けていないベトナム企業であって、外国投資家はその過半をまだ保有していない企業(例えば 100%ローカル企業等)を買収し、当該買収の結果、定款資本の 51%以上を当該日本企業が保有することとなる取引についてはどうでしょうか。

この点、通達 06 号には明確には規定されていませんが、本項執筆時点で関係者にヒアリングしたかぎり、複数の銀行が、上記取引についても対象となるローカル企業は DICA を開設する必要があると考えているようです。その場合、買収の前提として必要となる当局から発行される Acquisition Approval(買収登録許可)を銀行に提出すること等によって、対象会社は DICA を開設することができるようになるものと思われます。

とはいえ、実務上、Acquisition Approval(買収登録許可)の取得には 1 ヶ月程度(場合によってはそれ以上)を要する可能性もあり¹⁸、その後 DICA の開設にも一定程度の時間がかかることが予想されますので、買収実行(取引価格の支払い)までのスケジュールリングに留意する必要があります。

2. DICA を通じて行うべき取引及び支払通貨

前記の通り、対象会社が DICA を開設している場合、基本的には、対象会社への出資又は既存株の譲渡取引の支払いについては DICA を経由して行うこととなりますが、通達 06 号では以下の規定が新たに追加されています。

¹⁷ エスクロー口座の利用や売買代金の一定額の留保等を行う場合には、更に資金の流れが複雑になるため、早い段階で銀行との事前調整を行い、実施可能な送金の流れを契約書等に盛り込む必要があります。

¹⁸ 法定の発給期間は、有効な申請書類の提出から 15 日以内となります。

(1). 外国直接投資を有する企業(FDI Enterprises)の株又は出資持分を譲渡する場合

- ① ベトナム居住者間での譲渡:
DICA を経由する必要はない。売買価格はベトナムドン建てで合意をし、支払いもベトナムドンで行う¹⁹。
- ② ベトナム非居住者間での譲渡:
DICA を経由する必要はない。売買価格の合意及び支払いを外国通貨で行うことは可能。
- ③ ベトナム居住者とベトナム非居住者間での譲渡:
DICA を経由する必要がある。売買価格はベトナムドン建てで合意をし、支払いもベトナムドンで行う。

例えば、外国企業が FDI Enterprise の株を保有しており、これを日本企業が直接譲り受ける場合、売買代金の支払い時に DICA を経由する必要はなく、外国通貨で直接売主口座に送金することが可能となります。

なお、上記場合分けでは、「ベトナム居住者」か否かがポイントとなります。買主又は売主が個人の場合、ベトナム人ではあるが海外に居住しているケースや、外国人ではあるもののベトナムに居住しているケースがあり得るため、注意が必要です。

(2). BCC(Business Cooperation Contract)に参加する投資家同士、又は PPP プロジェクトを直接実施する投資家同士でプロジェクトの譲渡を行う場合

- ① ベトナム居住者間での譲渡:
通達 06 号では明確に規定されていないものの、DICA を経由する必要はないと考えられる。売買価格はベトナムドン建てで合意をし、支払いもベトナムドンで行う。
- ② ベトナム非居住者間での譲渡:
DICA を経由する必要がある。売買価格の合意及び支払いを外国通貨で行うことは可能。
- ③ ベトナム居住者とベトナム非居住者間での譲渡:
DICA を経由する必要がある。売買価格はベトナムドン建てで合意をし、支払いもベトナムドンで行う。

3. DICA の閉鎖

旧通達 19 号においては、会社の解散等、DICA を閉鎖しなければならないケースが定められていましたが、通達 06 号では以下のケースでも DICA を閉鎖する必要があります。

- (1). 株式もしくは出資持分の譲渡又は増資を行った結果、外国投資家による保有比率が定款資本の 51%未満となった場合
- (2). DICA を開設している企業の株が、証券取引所での取引のために上場又は登録した場合

また、DICA が閉鎖された場合、株主又は出資者として残っている外国投資家は IICA を開設する必要があります。

例えば、ベトナム企業(対象会社)のマジョリティ投資家である日本企業が、持分の一部を他のベトナム企業に売却し、対象会社における外国投資家比率が 51%未満となった場合には、当該日本企業はベトナムにおいて IICA を開設し、以後の配当等は IICA を経由して受領することになります。

通達 06 号は施行が開始されたばかりであり、不明瞭な部分については、実務の集積が待たれるところです。一般的に、送金実務においては、送金方法(どの口座を用いるべきか)・送金のタイミング・送金のために銀行に提出すべき書類等について、各銀行によって運用が異なるケースもあるため、ベトナム企業に出資する(あるいは Exit する)に際しては、取引実行日において円滑に送金ができるよう、事前に関係銀行(売主口座を保有する銀行、対象会社口座を保有する銀行、買主口座を保有する銀行等)と調整

¹⁹ 「Valuation」及び「Payment of Value」をベトナムドンで行う必要がある旨規定されています。

を行うことが肝要です。

以上



いけだ のぶこ
池田 展子

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士
n_ikeda@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2014年から2018年にかけて株式会社日本政策投資銀行に出向し、日本企業によるベトナムをはじめとする ASEAN 諸国への進出・投資を支援する事業に従事。2018年から西村あさひ法律事務所ハノイ事務所に駐在し、日本企業によるベトナム進出やベトナムに所在する日系企業の様々な相談に対応している。

IV. シンガポール: 上場廃止のためのエグジットオファー要件の変更

執筆者: 佐藤 正孝

シンガポール証券取引所(SGX)は、2019年7月に、SGX 上場会社が主導する形での上場廃止のための株主に対する買取申し出(エグジットオファー)の要件を変更しましたので、その概要と実務への影響について解説します。

1. エグジットオファーに関する要件の変更点

SGX 上場会社が上場を廃止し非公開会社化するための手段の一つとして、上場規則(SGX-ST Listing Rules (Mainboard)及びSGX-ST Listing Rules (Catalist))において、エグジットオファーが認められています。エグジットオファーとは、上場会社の株主に対して、原則として現金を対価とする買取オファーを行うことをいいます。上場会社がエグジットオファーにより非公開会社化するためには、上場規則に従い、現金によるエグジットオファーを行うとともに、株主総会において、出席した株主の議決権総数の75%以上の賛成があり、かつ、出席した株主の議決権総数の10%以上の株主からの反対がないことが必要とされています。また、エグジットオファーにあたり、上場会社は、独立財務アドバイザー(Independent Financial Advisor)を起用することが要求されます。

このエグジットオファーによる上場廃止の枠組み自体に変更は加えられていませんが、以下の点に変更になりました。これらは、投資先の上場会社からのエグジットを余儀なくされる少数株主の利益に配慮したものと考えられます。

- (1) エグジットオファーを行う買取者及びその特別関係者(the offeror and parties acting in concert with it)は、エグジットオファーによる非上場会社化の決議に際し、議決権を行使することはできない(以下「決議要件」といいます)
- (2) 上場会社が起用する Independent Financial Advisor から、エグジットオファーが合理的であること(reasonable)のみならず、公正(fair)であることについての意見を取得する(以下「オファー要件」といいます)

従前は、上場企業の創業株主がエグジットオファーをする場合、当該創業株主とその特別関係者は、エグジットオファーによる非上場会社化の株主総会の決議に際し、議決権を行使していましたが、2019年7月の上場規則改正後は議決権を行使することができなくなりました。そのため、株主総会において、非上場会社化の承認を得ることが従前よりも難しくなったといえます。

また、上場規則改正前も、エグジットオファーの対象となる上場会社は、Independent Financial Advisor を起用することが要求されていましたが、エグジットオファーが公正(fair)であることの意味を取得することまでは要求されていませんでした。そのため、例えばエグジットオファーの価格が低い場合、エグジットオファーは合理的であるけれども、公正とはいえない、という Independent Financial Advisor の意見が出されることもありました。2019年7月の上場規則改正後は、Independent Financial Advisor からエグジットオファーが合理的であることに加え、公正であることの意味を得られなければ、エグジットオファーによる非上場会社化は実施できないこととなります。そのため、エグジットオファーの価格の決定にあたり、より慎重な検討及び対応が必要になるとい

ます。

2. 他の非上場会社化のスキームへの影響

SGX 上場企業を非公開会社化する主な手段として、エグジットオファーの他に、既存株主から強制的に株式を取得し対象会社を完全子会社化する手段として利用できるスキームオブアレンジメント及び公開買付があります。2019 年 7 月の上場規則改正により導入されたオファー要件は、スキームオブアレンジメントにも適用があります。なお、決議要件は、スキームオブアレンジメントには適用されません。もっとも、スキームオブアレンジメントによる非公開会社化の場合、株主総会において、出席株主の頭数の過半数及び議決権総数の 75%以上の賛成が要求されています。買収者及びその特別関係者は、当該株主総会決議に参加することができないとされています。

他方、2019 年 7 月の上場規則改正により導入された決議要件及びオファー要件は、公開買付規則(Take Over Code)に基づく公開買付及び公開買付による 90%以上の株式取得後に行うことのできるシンガポール会社法に基づく株式の強制買収権の行使による上場会社の非公開会社化には適用されません。

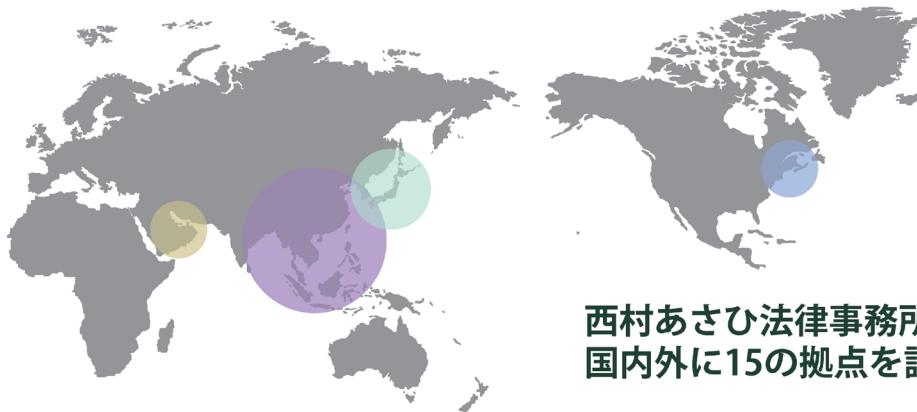
以上



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスをを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014 年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。